# 飲酒運転・交通事故・交通法規違反に対する処分等の運用について

南 相 馬 市 平 成 21 年 10 月 1 日 改正 平 成 25 年 4 月 1 日

#### I 基準の運用

- (1)「1酒酔い運転から8当て逃げまで(6上記以外の法令違反を除く。)」は、基準どおりの取扱いとする。
- (2)「6上記以外の法令違反」の取扱いについて、下記のとおりの取扱いとする。

事故等の種別		人 身 事 故					物損事故		その他	
事故等の区分		死亡等事故		重傷事故		軽傷事故		構造物その他の損壊		
No.	責任の程度 違反 行為等の種別	加害者側の一 方的不注意に よる場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	方的不注意に	被害者側にも 不注意があっ た場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	加害者側の一 方的不注意に よる場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	自損事故その 他単純事犯等
		,		被害者が30日以上の入 院をした場合		重傷事故以外				
6	上記以外の法令違反	停 職 3ヶ月	減 給 1/10 6ヶ月	減 給 1/10 3ヶ月	減 給 1/10 1ヶ月	戒告	訓 <del>告</del>	戒告	訓告	厳重注意
	最初の違反の場合	停職	減 給 1/10 6ケ月	減 給 1/10 3ヶ月	減 給 1/10 1ヶ月	(所属長より)口頭注意				
	2年以内に同じ内容の事 故を起こした場合	3ヶ月				戒告	訓告	戒告	訓告	厳重注意

## 注1) 人身事故•重傷事故

被害者が30日以上の入院をした場合とする。

#### 注2) 人身事故・軽傷事故、物損事故及びその他の場合

最初の違反については(所属長より)の口頭注意とし、2年以内に同じ内容の事故を起こした場合には、規定どおりの処分とする。

#### 注3) 加害者側の一方的不注意による場合

一方的不注意による場合とは、加害者の過失割合が8割以上の場合とする。 過失割合については、保険会社等の査定などを参考にしながら判断する。

## Ⅱ 管理職員の処分についての基本的な考え方

(1) 勤務時間内による所属職員の違反について

本人の処分が免職の場合---減給 1/10 3ヶ月本人の処分が停職の場合---減給 1/10 1ヶ月本人の処分が減給の場合---厳重注意

(2) 勤務時間外による所属職員の違反について

本人の処分が停職以上の場合ーーー厳重注意

	事故等の種					事故				物損事故	
	事故等の区分		死亡等事故		重傷事故		軽傷事故		構造物その他の損壊 		-
No.	遺反 違反 等の種別	Eの程度 行為	加害者側の一 方的不注意に よる場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	方的不注意に	被害者側にも 不注意があっ た場合	加害者側の一 方的不注意に よる場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	加害者側の一 方的不注意に よる場合	被害者側にも 不注意があっ た場合	自損事故その他単純事犯等
1	酒酔い運転	本人					免職		•		
		管理職の処分 (公務中)	減 給 1/10 3ヶ月								
		管理職の処分(公務外)	厳重注意								
2	酒気帯び 運転	本人	免 職								停職6ヶ月
		管理職の処分 (公務中)	減 給 1/10 3ヶ月								減給 1/101ヶ月
		管理職の処分	厳重注意								17 10 1 7 7 1
3	無免許運	本人	停職 停職 停職 停職   停職   停職   1ヶ月   1ヶ								]
	転 (うっかり 失効を除 く)	管理職の処分	減給 1/10 3ヶ月				07 A	減給	1/10	1ヶ月	
		(公務中) 管理職の処分 (公務外)	.,				厳重注意				
	速度超過 (50km以 上)	本人	免職	停職	停職	停職	減 給 1/10	減 給 1/10	減 続 1/10	減 給 1/10	減 給 1/10
		<b>本</b> 人	光	6ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	1710 6ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	3ヶ月	1ヶ10
4		管理職の処分 (公務中)	減 給 1/10 3ヶ月 1ヶ月				厳重注意				
		管理職の処分 (公務外)	厳重注意								
<b>4、</b> 5	速度超過3 Okm以上(高 速40km以 上)又は過 労運転等	本人	免職	停 ・職 6ヶ月	停 ・職 1 <sub>ケ</sub> 月	減 給 1/10 6ヶ月	減 給 1/10 3ヶ月	減 給 1/10 1ヶ月	減 給 1/10 3ヶ月	減 給 1/10 1ヶ月	戒告
		管理職の処分 (公務中)	減 給 1/10 3ヶ月	1/	給 /10 <del>/</del> 月		厳重注意				
		管理職の処分 (公務外)	3771	厳重注意							
6	上記以 外の法 令違反	本人	停 職 3ヶ月	減 給 1/10 6ヶ月	減 給 1/10 3ヶ月	減 給 1/10 1ヶ月	戒告	訓告	戒告	訓告	厳重注意
		管理職の処分 (公務中)	減 給 1/10 1ヶ月	厳重注意							
		管理職の処分 (公務外)	厳重注意								
	ひき逃げ	本人	上記の基準	上記の基準の2段階上位の処分							
7		管理職の処分 (公務中)	減 給 1	/10 3ヶ月	減 給	1/10	1ヶ月	厳重注意			
		管理職の処分 (公務外)			厳重注意					-	
8	当て逃げ	本人							上記の基準 位の処分	の1段階上	
		管理職の処分 (公務中)						厳重注意			
		管理職の処分 (公務外)									